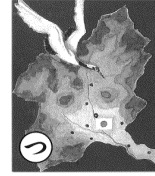




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月22日(金) 号外(第2号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第11号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルブタノアート（通称名5F－EDMB－PINACA）及びその塩類
- (2) メチル＝〔1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルブタノアート（通称名AMB－FUBICA、MMB－FUBICA）及びその塩類
- (3) （8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド（通称名1cP－LSD）及びその塩類
- (4) メチル＝3－メチル－2－〔1－（ペント－4－エン－1－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕ブタノアート（通称名MMB－022、AMB－4en－PICA、MMB－4en－PICA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年1月23日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111